



生産性革命支援事業のご案内 (ものづくり補助金、IT導入補助金、 小規模事業者持続化補助金)

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資をする事業者に対し、国において実施する生産性革命推進事業（ものづくり補助金、IT導入補助金、小規模事業者持続化補助金）の（Ⅰ）獲得支援（ものづくり補助金のみ）及び（Ⅱ）補助費用の上乗せを実施し、市内中小企業者の生産性向上と企業の Lifestyle 改革支援を行います。

- 本補助金については課税対象となる場合があります。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。
- 虚偽の申請、虚偽の報告その他の不正の行為により補助金の交付を受けたと認められるときは、交付決定を取り消す場合があります。既に市の補助金が交付されているときは返還請求をします。

（Ⅱ）生産性革命推進事業効果促進補助金（第1期）

概要

国の①「ものづくり補助金」、②「IT導入補助金」、③「小規模事業者持続化補助金」の交付決定を受け、事業完了した中小企業者に対し、自己負担額の一部を補助します。

補助額等

交付申請期間	令和3年5月14日～令和3年8月31日
補助上限額	①200万円 ②50万円 ③10万円
補助率	自己負担額の1/2以下 (国の補助対象経費 - 国の補助額) × 補助率 (1/2)
補助見込件数	①～③合計50件程度（審査による採択）
補助対象経費	国で定める各補助金の補助対象経費に準じる

要件

以下のすべての要件を満たす必要があります。

- 令和3年4月1日及び補助金交付申請日時点において、ア、イのいずれかに該当すること
 - さいたま市内に本社・本店を有する法人
 - さいたま市内に住民登録があり市内に事業所等を有している個人
- 令和元年度及び令和2年度補正予算にかかる「ものづくり補助金」、「IT導入補助金」、「小規模事業者持続化補助金」のいずれかの採択を受け、令和3年8月31日までの交付額確定通知をうけているもの
- 法人市民税（法人）、個人市民税（個人）を滞納していないこと
- 過去に同一事業で生産性革命推進事業効果促進補助金の交付を受けていないこと

必要書類

※添付書類や確認書類はすべて写しでの提出が可能です。

- (1) さいたま市生産性革命推進事業効果促進補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 国の交付額確定通知（申請期限までに額確定通知が未着の場合には以下の2点）
 - A：国の交付決定通知
 - B：事業費の内訳〔補助対象経費、国の補助額〕がわかる書類
- (3) 振込先口座通帳の写し（金融機関名及び支店名、口座番号、カタカナの名義人がわかるもの）
- (4) 加点状況確認書（様式第2号）及び確認書類（下の審査項目の確認書類を参照）
- (5) (法人) ①履歴事項全部証明書、②法人市民税の納税証明書
 (個人) ①住民票、②確定申告書や許認可証、パンフレットなど市内に事業所があることがわかる書類、③市民税納税証明書

審査項目

ものづくり補助金		
加点項目	確認書類	加点
成長性加点	経営革新計画承認書等	3点
災害等加点	被害状況等証明書、事業継続力強化計画認定書又は連携事業継続力強化計画認定書	1点
政策加点	開業届（5年以内に創業した事実がわかる書類）	1点
賃上げ加点①	賃上げ表明書	1点
賃上げ加点②	特定適用事業所該当通知書	3点
認定経営革新等支援機関加点	認定経営革新等支援機関との契約書等	2点
特別枠加点	国の交付申請書等の特別枠であることがわかる書類	3点
低感染リスク型ビジネス枠加点	低感染リスク型ビジネス枠であることがわかる書類	2点
グローバル展開型加点	グローバル展開型であることがわかる書類	3点
SDGs認証企業加点	添付書類不要	3点
リーディングエッジ企業加点	添付書類不要	3点

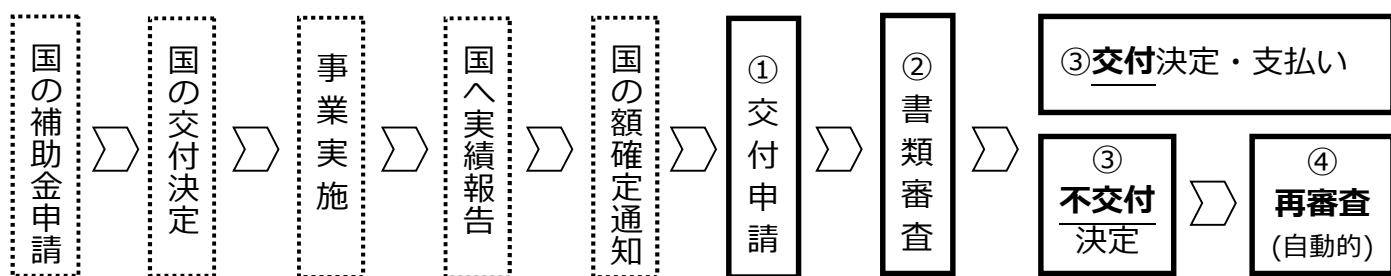
IT導入補助金		
加点項目	確認書類	加点
地域経済牽引事業計画加点	地域経済牽引事業計画承認通知	3点
地域未来牽引企業加点	地域未来牽引企業選定証	3点
賃上げ加点	事業計画のうち賃上げの内容がわかる部分	3点
特別枠加点	国の交付申請書等の特別枠であることがわかる書類	3点
生産性加点	事業計画のうち労働生産性の伸び率がわかる部分	※
低感染リスク型ビジネス枠加点	低感染リスク型ビジネス枠であることがわかる書類	2点
SDGs認証企業加点	添付書類不要	3点
リーディングエッジ企業加点	添付書類不要	3点

小規模事業者持続化補助金		
加点項目	確認書類	加点
新型コロナウイルス感染症加点	診断書又は市が発行する売上減少に係る証明書	1点
賃上げ加点	賃上げ表明書	3点
事業承継加点	事業承継診断表及び代表者の生年月日が確認できる書類	1点
経営力向上計画加点	経営力向上計画認定書	2点
地域未来牽引企業等加点	地域未来牽引企業選定証又は地域経済牽引事業計画承認通知	3点
特別枠加点	国の交付申請書等の特別枠であることがわかる書類	5点
低感染リスク型ビジネス枠加点	低感染リスク型ビジネス枠であることがわかる書類	2点
SDGs認証企業加点	添付書類不要	3点
リーディングエッジ企業加点	添付書類不要	3点

審査項目

- ※ I T 導入補助金の生産性加点は、事業計画上の1年後の労働生産性の伸び率目標が5%以下の場合1点、9%以下の場合3点、9%を超える場合5点とします。
- ※小規模事業者持続化補助金のコロナ特別対応型での申請の場合には、国の補助金において加点項目がないため一律5点を加点します。
- ※特別枠加点の確認書類にある「特別枠であることがわかる書類」は、国の補助金への申請書のほか、電子申請の記録などで、特別枠として申請したことがわかるものを添付してください。
- ※塗りつぶしの項目は市独自の審査項目です。

手続きの流れ



市への申請の前に、国の各補助金の申請、事業実施、実績報告、交付額確定通知の受領まで行ってください。

国の交付額確定通知受領後、**令和3年8月31日までに**、市に申請してください。

①国の「交付額確定通知」受領後、前ページの必要書類を添付し、窓口又は郵送で申請します（**令和3年8月31日**期限。郵送の場合同日までに必着）。

※国の交付額確定通知が申請期限までに到達しない場合には、「国の交付決定通知」及び事業費の内訳がわかる書類をもって、市への交付申請を行うことが可能です。

②前ページの審査項目に基づき審査を行い、上位の者から採択します。

③交付決定・不交付決定通知をお送りします。交付決定の場合にはその後、補助額を支給します。

※「国の交付決定通知」及び事業費の内訳がわかる書類により交付申請を行った場合には、国の「交付額確定通知」を受領後、速やかに市へ報告（通知書の写しを提出）してください。

写しの送付がなされない場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。

④予算上限に達したことを理由に不交付の決定を受けた場合、令和4年3月31日までの期間に別に実施する促進補助金に限り、申請書類の再提出なく自動的に交付申請者とみなし、改めて交付の可否決定を行います。

【問合せ・申請先】さいたま市経済政策課 経済企画係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL：048（829）1362 FAX：048（829）1944

Mail：keizai-seisaku@city.saitama.lg.jp

様式等のダウンロード：「さいたま市 生産性革命支援事業」で検索